



◆水谷久美子 議員

# 命と暮らしを守る予算編成を

## 町長 全職員が住民生活第一を自覚

新型コロナウイルス感染症は、終息することなく全  
ての面で深刻な状況下にある。いかに歳入を確保す  
るかの行政手腕が求められる。

**問** 4月以降、公式  
行事の中止・縮小  
などで生じた不用額や予  
算執行率は。

**答** 約7千万円で執  
行率は、82・6%。

**問** 町税の減収が予  
想されるが歳入全  
体の見通しは。

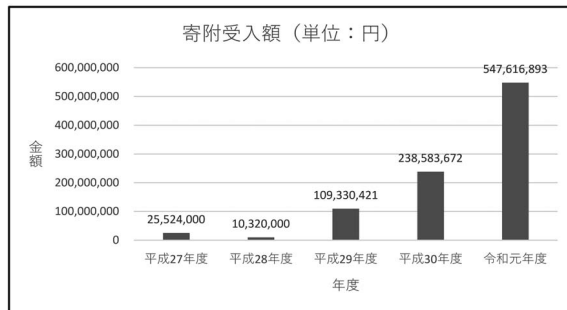
**答** 国の支援を活用  
し、既存事業の見  
直し・経費の圧縮・一部  
基金の活用も検討する。

**問** 一般財源をコン  
トロールし、全事  
業の投資・経常的経費が  
明確なる包括予算制度の  
導入は。

**答** 令和2年度予算  
の編成から各部署  
に主体性と自主性を持つ  
た予算編成に取り組んで  
いる。

**問** ふるさと納税寄  
附金の実績や企業  
版ふるさと納税の取り組  
みは。

**答** 飛騨牛や世界的  
ブランドのスポー  
ツ用品が大きな魅力とな  
っている。しかし、コロ  
ナの影響で寄附金の減少  
が予測される。



ふるさと納税寄附金受入実績

# 町独自のコロナ対策検討は

## 町長 県と歩調を合わせ検討する

県は、11月25日「年末・年始に向けた第三波の拡  
大阻止」の緊急対策を公表した。医療福祉・社会経  
済変容対策への町独自の対応が求められる。

**問** 年末年始におけ  
る町内飲食店へ補  
償とセットの時短要請の  
考えは。

**答** 前回同様、県と  
歩調を合わせ対応  
したい。

**問** 年末年始の医療  
体制と町民への周  
知は。

**答** 養老郡医師会を  
通し当番医を決め  
ている。また、年末年始  
保健所の「受診・相談セ  
ンター」も開設し指定病  
院との連携も図られてお  
り、更なる啓発に努める。

**問** PCR検査・抗  
原検査の保険適応  
の正しい知識が伝わって  
いないが。

**答** 行政検査と自主  
検査への情報が錯  
綜しており広報誌やHP  
で提供したい。

**問** コロナ対策での  
教室児童数は、20  
人が適切とされている。  
GIGAスクール対応も  
含め少人数学級の検討は。

**答** 少人数学級は、  
町費単独での実現  
は難しいが、引き続き、  
国や県に要望していく

他に「病児・病後児保  
育について」の質問も  
しました。



◆西脇 康 議員

# アフターコロナ対応は

## 町長 即時に対応する

収束がつかないコロナ禍の中、それぞれの立場で  
出来ることを行い、みなさんが一つになりコロナ後  
を考える。

**問** 町民の感染者が  
増える中、感染者  
の中傷や人権侵害をなく  
す取り組みは。

**答** ストップ「コロ  
ナ・ハラスメント」  
アクションプランの周知  
と推進を行っていく。人  
と人との絆を大切に、差  
別的扱い、非難をなくす。

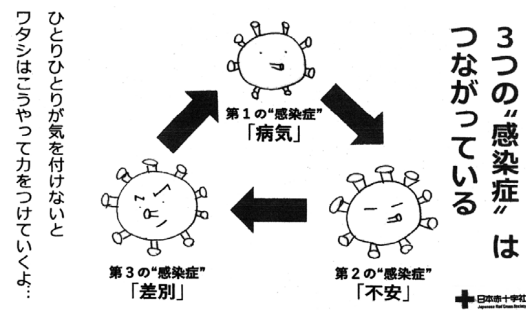
**問** 国内旅行・日帰  
り旅行の増加を踏  
まえ、養老公園を中心と  
した新たな観光政策は。

**答** 来るアフターコ  
ロナにおいて即時  
に対応することを念頭に、  
観光復興の拠点化として  
の機能を更に発揮させ、  
新たな交流人口の獲得目  
的に、養老駅・公園周辺  
の整備を行う計画の策定  
を進める。

**問** 新たな自治会活  
動の取り組みは。

**答** 活動の自粛によ  
り、人と人との繋が  
りや地域の交流などが  
低下する心配もあるが、  
引き続き感染防止対策を  
十分に講じたうえで、活動  
を計画していただく。

3つの“感染症”は  
つながっている



# 町民憲章の文言見直しは

## 町長 現状維持で思いを浸透させる

制定から50年近く経つ養老町民憲章。時代に則し、  
全町民、一人ひとりの願いを反映した文言への変更  
の有無を問う。

**問** 現在、どのよう  
な会合等で朗唱さ  
れているか。

**答** 町主催の35を超  
える会議、園や学  
校での式典・行事。20を  
超える各種団体行事、公  
民館活動などで朗唱され  
ている。

**問** 制定された経緯  
は。

**答** 昭和47年3月、  
町青少年育成町民  
会議総会にて、町民憲章  
の制定に向けた取り組み  
を決議した。1「明るい  
家庭づくり、町づくり」  
2「美しい自然と町民の  
健康保持」3「社会福祉  
の建設と人権の尊重」の  
3つの柱をもとに、各団  
体で討議が重ねられ、昭  
和48年2月に草案の承認。  
同年3月に制定された。

**問** 町民一人ひとり  
の願いを反映した  
全町民に対してストレー  
トな言葉への文言の見直  
しは。

**答** 町の歴史やあゆ  
みにふさわしい、  
養老町らしい文言である。  
町民憲章に込められた尊  
さや深い意味の浸透が、  
まだ十分ではない。より  
皆様に愛される町民憲章  
となるよう、取り組んで  
いく。

**養老町民憲章**

わたしたちの町、養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた  
歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさとには、先人のたゆまぬ努力に  
よって伸びつづけてきました。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につ  
づいていく町をつくります。

1. おはよう こんにちは と元気な声がわく町にしましょう。
1. 美しい自然の中で 力いっぱい 働ける町にしましょう。
1. おとしよりが 豊かになる町にしましょう。